## 政策目的随意契約の締結について(契約後公表)

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)第20条の2第3号の規定により公表する。

令和元年12月16日

富山市長 森 雅 志

- 契約の件名
  富山港線停留場除雪業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称 活力都市創造部路面電車推進課
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年12月11日
- 4 契約の相手方の住所及び名称 富山市牛島町 9番 4 号 公益社団法人 富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額 1時間あたり 1,942円
- 6 随意契約の理由 本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当す るため。

## 政策目的随意契約の締結について (契約後公表)

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)第20条の2第3号の規定により公表する。

令和元年12月20日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名 八尾ふらっと館除雪業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称 市民生活部 市民生活相談課
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年12月20日
- 4 契約の相手方の住所及び名称 富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額 1時間あたり 2,038円
- 6 随意契約の理由 本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当す るため。

## 政策目的随意契約の締結について(契約後公表)

富山市が、特定非営利活動法人ひまわりから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)第20条の2第3号の規定により公表する。

令和元年12月24日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名 アンケート用紙封入業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称 農林水産部森林政策課
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年12月19日
- 4 契約の相手方の住所及び名称 富山市太田213番地 特定非営利活動法人ひまわり
- 5 契約金額 23,793円
- 6 随意契約の理由 本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当す るため。

## 政策目的随意契約の締結について(契約後公表)

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)第20条の2第2号の規定により公表する。

令和元年12月26日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名 感謝状筆耕
- 2 随意契約を締結した課室の名称 福祉保健部福祉政策課
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年12月25日
- 4 契約の相手方の住所及び名称 富山市牛島町9番4号 公益社団法人 富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額 1,220円
- 6 随意契約の理由

本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する ため。